

対象農用地面積の変更理由等の調査について

第 1 目的

本対策における交付金算定の対象農用地面積（以下「交付面積」という。）の変更については、過年度に交付した交付金の遡及返還に繋がる場合もあることから、面積変更の実態を把握し、適切な指導助言が行えるようにするものです。

第 2 調査対象

全ての活動組織及び広域活動組織（以下「活動組織等」という。）が対象です。

第 3 調査方法

次の事項を参照のうえ「別紙 4_交付面積変更理由等の調査表」の必要箇所に入力後、市町村で取りまとめのうえ「エクセルファイル」をメールにて提出してください。

なお、交付面積の変更事項に伴う交付金の返還の扱いについては、別紙 5「多面的機能支払交付金の返還について」をご確認ください。

1 提出期日 **令和 3 年 1 0 月 7 日（木）必着**

2 調査に当たっての留意事項

別紙 4 の記載内容及び留意事項は次のとおりです。

(1) ①R2 確定交付申請面積

継続の活動組織等が、令和 2 年度に申請した農地維持支払の交付面積を記載していただきますのでご確認ください。

(2) ②R3. 9. 1 時点交付申請面積

活動組織等が、令和 3 年度に申請した 9 月 1 日現在の農地維持支払の交付面積を記載していただきますのでご確認ください。

(3) ③R3 確定農地維持交付申請面積

面積確認基準日（令和 3 年 9 月 30 日）の農地維持支払の交付面積を入力願います。

(4) ④増減面積（農地維持交付対象面積増減）

・継続組織について

①の R2 確定交付申請面積に対し③の R3 確定交付申請面積が変更されている場合に、増減した面積が自動計算されますのでご確認ください。

・R3 新規組織（R3 から新たな期間となる継続組織を含む。）について

②の R3. 9. 1 時点交付申請面積に対し③の R3 確定交付申請面積が変更されている場合に、増減した面積が自動計算されますのでご確認ください。

(5) ⑤R3 確定資源向上（共同）交付申請面積

農地維持と資源向上（共同）の交付対象面積が異なる活動組織は、⑤に資源向上（共同）の確定面積を記載してください。

(6) ⑥面積変更理由及び当該面積等

④の増減面積が記載されている活動組織は、全ての変更事由別に当該面積及び地目及び変更の理由等を記入願います。

次のとおり変更理由を例示しますので、具体的に記載願います。

なお、例示に当てはまらない事由がありましたら、道協議会にご相談ください。

【変更理由の例示】

- ① 道営農業農村整備事業による農道の用地買収
- ② 高規格道路の建設に伴う仮設用地への提供
- ③ 農業用施設用地等のための転用(施設○○○設置者○○)
※農業用施設用地とは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条の「耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設」の内容を参考に、その施設が地域の農用地等を保全していく上で不可欠なものであるかどうかにより判断する。(多面的機能支払交付金 Q&A)
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条は、参考資料4のとおり
- ④ 砂利採取に係る一時転用(転用期間 R年 月～R年 月)
- ⑤ 個人住宅の建設に伴っての農地転用
- ⑥ 後継者の住宅建設に伴っての農地転用
- ⑦ 新規就農者の住宅建設に伴っての農地転用
- ⑧ 北電鉄塔建設等に伴っての農地転用
- ⑨ 地目変更(田→畑 ○→○)

(7) 遡及の有無

別紙5「多面的機能支払交付金の返還について」を参照の上、遡及の該当有無を記載してください。

なお、判断に迷う事例については道協議会にご相談ください。

(8) 認定年度及び区分

認定年度は、現活動期間の認定年度又は当該農用地を交付金算定の対象とした年度を記載してください。

区分は、当該農用地に係る交付金の区分(農地維持支払のみ又は農地維持支払+資源向上支払(共同))を確認し記載(選択)してください。

次の場合は農地維持支払のみの返還となるので注意が必要です。

- ① 農地維持支払のみ取組の地区の場合
- ② 白地農地を農地維持支払のみ対象にしている場合で、遡及返還の対象が当該白地農地の場合